

令和5年度

## ゼロエミッション車の

(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車)

## 購入補助金申請の手引き

### 【申請に係るお問い合わせ・申請書の提出先】

株式会社 アイランド・ブレイン 名古屋市ZEV補助金受付窓口

〒460-0003

名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル3F

TEL：052-559-9882

FAX：052-308-3988

メールアドレス：zev\_nagoya@islandbrain.co.jp

対応時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

9：00～16：00（12：00～13：00を除く）

令和5年4月

名古屋市

本補助金は、大気環境の改善、運輸部門からの二酸化炭素排出削減及び災害対応力の向上のため、外部給電機能を有するゼロエミッション車(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車)を購入する個人と、個人を使用者として車両を貸与するリース事業者に対して車両の購入費用の一部を補助するものです。

### 【補助金を申請される皆様へ】

補助金の目的や交付後の自動車の管理等について十分にご理解いただき、補助金の申請を行っていただきますようお願いいたします。

補助金の交付申請に違反があった場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金が交付されているときは、返還を求めることがあります。

また、名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合は補助を受けることができません。

### 【目次】

1 補助金の申請ができる方(申請者) .....	1
2 補助の対象となる車両(補助対象自動車) .....	1
3 予算額と補助対象自動車ごとの補助額 .....	2
4 補助金申請・請求の流れ .....	2
5 補助金交付申請書兼実績報告書の受付期間と提出期間 .....	3
6 補助金交付申請書兼実績報告書及び添付書類について	
(1)補助金交付申請書兼実績報告書について .....	4
(2)添付書類について .....	6
7 補助金交付請求書について .....	8
8 補助金交付申請の取り下げについて .....	9
9 補助金交付後の補助対象自動車の管理及び運用に関する変更について .....	9
10 補助金交付後の補助対象自動車の財産処分について .....	10
11 補助金申請等に関する届出様式・提出先等について .....	11

### 【個人情報の取扱について】

◇ゼロエミッション車購入補助金交付事務の執行にあたり補助事業者等から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き次の目的に使用します。なお、提出された申請書類及び添付書類は原則として返却をしません。

- (1) 補助金交付に係る業務(連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金に対する重複申請の調査等)
- (2) 本市が実施する災害時電源協力車制度(当該事業及び業務では、取得した個人情報を市が指定する外部機関に提供することがある。)

◇補助金申請を代行する場合や、リース事業者が申請者となる場合は、補助対象自動車の所有者又は使用者に対し、あらかじめ申請に伴う個人情報の提供について同意を得るようお願いいたします。

## 1 補助金の申請ができる方（申請者）

外部給電機能※を有するゼロエミッション車を新車で購入した①又は②の方

※外部給電器、V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント(1,500W AC100V )から電力を取り出せる機能。

①住民票の現住所が名古屋市内であり、**災害時電源協力車制度**※に登録できる個人で、名古屋市税を滞納していない方。

※ゼロエミッション車の使用者をあらかじめ登録し、災害による大規模停電が発生した際などに、市の依頼に基づき避難所等における給電活動に協力する制度です。

※災害時電源協力車制度につきましては、下記名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000153109.html>

②上記の個人を自動車検査証上の使用者として自動車を貸与する**4年以上の賃貸借契約を結んでいる**リース事業者。

なお、令和5年度において、補助金を受けることができる回数は、申請者（申請がリース事業者の場合は使用者）**1人につき1台**となります。

## 2 補助の対象となる車両（補助対象自動車）

下記①～⑧**すべての要件を満たす**車両（軽自動車を含む）が対象となります。

ただし、大型特殊自動車を除く**4輪の自動車に**限ります。

①自動車検査証の所有者と使用者が「1 補助金の申請ができる方①」と同じであること。

なお、ローンで購入する場合及び申請者がリース事業者である場合は、自動車検査証上の使用者が、「1 補助金の申請ができる方①」であること。

②自動車検査証の「使用の本拠の位置」が初度登録時から名古屋市内であること。

③新車として新たに購入をした自動車であること。

④自動車検査証の「自家用・事業用の別」が自家用であって、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車であること。

⑤補助対象自動車の代金の支払いが現金で完了しているか、又は割賦、ローン等の利用により、全額支払いの手続きが完了していること。

⑥自動車検査証の「登録年月日／交付年月日」（軽自動車の場合は「交付年月日」）（以下「初度登録日」）が令和5年4月1日から令和6年2月29日であること。

⑦経済産業大臣の定めた「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱」に係る補助金において外部給電機能を有する交付対象であること。

⑧リース事業者が貸渡すために購入する自動車にあっては、その貸渡料金（消費税額及び地方消費税額を除く）に補助金の交付額相当分の値下がり（他団体等の補助金も含め、反映される自動車）であること。

### 3 予算額と補助対象自動車ごとの補助額

予算額 1億200万円

※先着順に申請を受け付け、補助金交付申請額の総額が予算に達した日をもって受付を終了します。

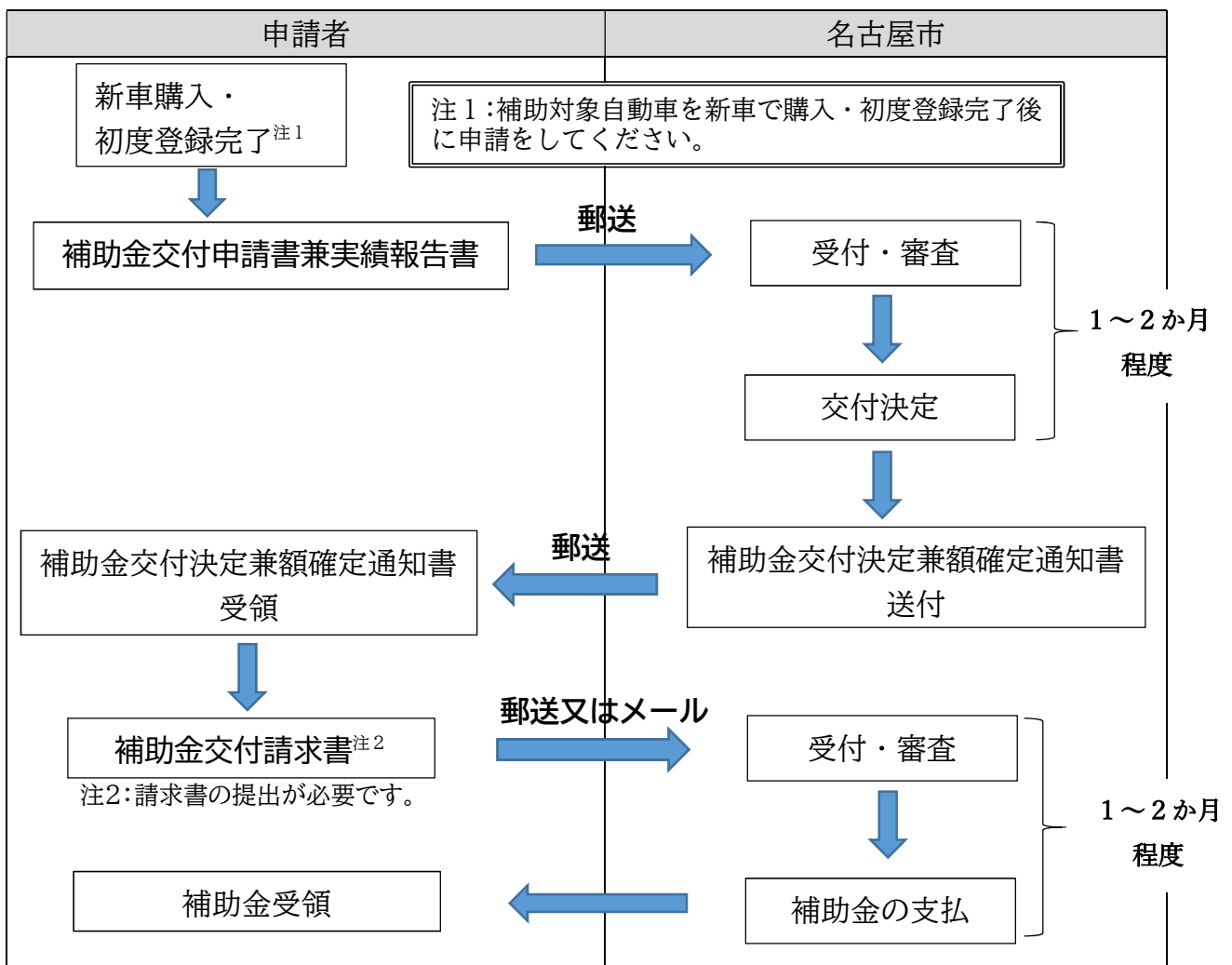
#### 補助対象自動車ごとの補助額

- ◎電気自動車(普通・小型自動車) 20万円
- ◎電気自動車(軽自動車・超小型モビリティ) 10万円
- ◎プラグインハイブリッド自動車 10万円
- ◎燃料電池自動車 20万円

※車両本体価格(付属品及び諸経費を除く)の購入費用(消費税含む)が上記金額以下の場合、補助の対象となりません。

※経済産業大臣の定めた「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱」に係る補助金において外部給電機能を有するとされた自動車が対象です。

### 4 補助金申請・請求の流れ



## 5 補助金交付申請書兼実績報告書の受付期間と提出期間

補助金交付申請書兼実績報告書（以下、交付申請書）の受付期間は以下の通りです。

**【受付期間】令和5年5月8日(月)～令和6年3月1日(金)**

ただし、先着順に申請を受け付け、申請額の総額が予算に達した日をもって受付を終了  
※自動車検査証の登録年月日または交付年月日(以下「初度登録日」)が、  
令和5年4月1日から令和6年2月29日の自動車対象です。

**交付申請書の提出期間は初度登録日で異なります！！**

**必ず確認をしてください。**

**【提出期間】 ※当日消印有効(料金別納郵便では、消印が押されません。ご注意ください。)**

初度登録日	提出期間
令和5年4月1日から 令和5年5月7日まで	令和5年5月8日から 令和5年7月31日まで
令和5年5月8日から 令和6年2月29日まで	令和5年5月8日から初度登録日の翌々月末日 または令和6年3月1日のいずれか早い日まで

先着順に申請を受け付け、申請額の総額が予算に達した日をもって受付を終了します。  
終了日に複数の交付申請書を受け付けた場合は、抽選により交付対象とする申請者を決定  
します。

なお、上記により当選者とならなかった申請者や、受付終了後一定数に達する日までを  
補欠とし交付申請書を受け付けます。

補欠となった申請者には「補欠決定通知書」を送付させていただきます。補欠を辞退さ  
れる場合は、「補欠辞退届(様式2)」をこの手引き表紙に記載された提出先まで郵送また  
は電子メールでご提出をお願いします。

## 6 補助金交付申請書兼実績報告書及び添付書類について

### (1) 補助金交付申請書兼実績報告書(以下、交付申請書)について

交付申請書は、下記の提出期間内に、添付書類とともに、この手引き表紙に記載された提出先まで郵送にてご提出をお願いします。

なお、補助対象自動車の初度登録日によって提出期間が異なりますのでご注意ください。

【提出期間】 ※当日消印有効(料金別納郵便では、消印が押されません。ご注意ください。)

初度登録日	提出期間
令和5年4月1日から 令和5年5月7日まで	令和5年5月8日から 令和5年7月31日まで
令和5年5月8日から 令和6年2月29日まで	令和5年5月8日から初度登録日の翌々月末日 または令和6年3月1日のいずれか早い日まで

【記入例(表面)】※手書きの場合は、消すことのできない黒または青色のボールペン等で記入してください。

(第1号様式) (記入日) 令和5年5月8日 → 作成日を記入してください。

(宛先) 名古屋市長  
補助金交付申請書兼実績報告書

ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、1から4の重要確認事項に同意の上、下記のとおり申請します。

**重要確認事項**

- 申請内容に一切の虚偽がないことを誓約します。
- ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱の内容を確認し、そこに記載のある対象要件等を満たしていることを誓約します。
- ゼロエミッション車の購入補助金交付要綱の内容に違反している場合、交付決定の取消しを受けることに異議を申し立てません。
- 当該補助対象車両について、名古屋市が実施する災害時電源協力車制度へ登録を申し込みます。(※当該補助対象車両について申込済みの場合は不要)

記

**1 申請者**  
申請区分  個人  リース事業者 )

住所*	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号		
フリガナ	ナゴヤ タロウ		
氏名/法人名	名古屋 太郎		
代表者役職氏名	リース事業者のみ		
生年月日	明治・大正・昭和・平成	55年9月5日	個人のみ

※ 交付申請書提出時の住民票住所又は事業所の住所を記載してください。

**2 使用者(申請者と同じ場合は記載不要)**

住所*	〒		
フリガナ			
氏名			
生年月日	明治・大正・昭和・平成	年 月 日	

※ 交付申請書提出時の住民票住所を記載してください。

**3 問合せ先 (この申請書について、詳細が分かる方を記入してください。)**  
(いずれかにチェック)  申請者本人  その他(手続代行届出書をご提出ください)

住所	〒999-9999 名古屋市中区三の丸八丁目1番		
会社名・団体名等	ディーラー名古屋	担当者氏名	環境 次郎
電話番号	052-000-0000	FAX 番号	052-000-0000
電子メールアドレス	dealer@nagoya.co.jp		

●補助対象自動車を個人が購入(ローンを含む)した場合  
⇒自動車検査証の所有者・使用者(ローン購入の場合は使用者)が申請者となります。

●補助対象自動車をリース事業者が購入した場合  
⇒リース事業者が申請者となります。

申請者がリース事業者の場合は、自動車検査証の使用者について記入してください。

交付申請書提出後の問合せ先を記入してください。  
**申請者と同じ場合も必ず記入してください。**

「1 申請者」と「3 問合せ先」が違う場合は、手続代行届出書(第7号様式)をご提出ください。

※申請書の到着確認を希望される方は、

「ゼロエミッション車の購入補助金申請書類等確認票」をあわせてご提出ください。

「交付申請書」、「手続代行届出書」、「ゼロエミッション車の購入補助金申請書類等確認票」等補助金の申請に関する様式は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

ダウンロードができない場合は、この手引きの表紙に記載された問い合わせ先までご連絡ください。

<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000150899.html>

### 【記入例(裏面)】

**4 申請内容**

(1) 自動車の種類	<input type="checkbox"/> 電気自動車(普通・小型自動車) <input type="checkbox"/> 電気自動車(軽自動車) <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input checked="" type="checkbox"/> 燃料電池自動車	
(2) 自動車登録番号又は車両番号	名古屋〇〇〇な〇〇〇〇	
(3) 登録年月日/交付年月日	令和5年4月28日	
(4) 車名等	車名(メーカー名)	トヨタ
	型式	ZBA-JPD20
	通称名 グレード	MIRAI Gグレード

**5 補助金交付申請額**

**6 添付書類**

- 申請者(申請者がリース事業者の場合は使用者)の住民票の写し又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書(コピーも可、收受日から3か月以内に取得したもの)
- 申請者(申請者がリース事業者の場合は使用者)の名古屋市税の滞納がないことの証明書(收受日から3か月以内に取得したもの)
- 補助対象自動車の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(軽自動車を除く)
- 契約書、注文書等当該補助対象自動車の購入に係る契約が確認できる書類の写し(契約金額等の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。)
- 当該補助対象自動車の購入費用に係る支払証憑の写し(当該購入費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。 )又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類の写し
- 災害時電源協力車制度に係る登録申込書(名古屋環境局を経由して名古屋防災危機管理局へ提出され登録の手続きを行います。)
- ローン等による購入で、自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標準番号通知書の写し、使用者が保険契約者である自動車保険証(任意保険)の写し又は使用者が契約者となっているローン契約書の写し

【申請者がリース事業者の場合は以下の書類もご用意ください】

- 使用者が契約者となっている自動車貸借借約書の写し
- 貸与料金算定根拠明細書(第2号様式)
- 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し(收受日から3か月以内に取得)

**7 確認事項(確認して☑(チェック)マークをクリック又は記入してください)**

- 申請者及び使用者は重要確認事項を確認し、同意しました。
- 当該申請に係る自動車は、事業の用(申請者であるリース事業者が行うリースを除く)には用いられません。
- 補助対象自動車の所有者又は使用者に対し、あらかじめ申請に伴う個人情報の提供について同意を得ています。(補助金申請を代行する場合や、リース事業者が申請者となる場合)

**8 備考(申請にあたり特に連絡する事項があれば記入してください。)**

災害時電源協力車制度については、電子申請済みのため登録申込書の添付を省略します。

補助対象自動車について自動車検査証に記載されている通り記入してください。  
 なお、補助金額は下記の通り。

- ◇電気自動車(普通・小型自動車) : 20万円
- ◇電気自動車(軽自動車・超小型モビリティ) : 10万円
- ◇プラグインハイブリッド自動車: 10万円
- ◇燃料電池自動車: 20万円

補助対象自動車を個人が購入した場合と、リース事業者が購入をした場合で添付書類が異なります。詳しくは6~7ページをご覧ください。

**添付書類に不足・不備がない状態**で申請してください。

確認後、☑ マークを記入してください。

連絡事項がありましたら記入してください。

## (2)添付書類について

交付申請書には、下記の書類を添付しご提出をお願いします。

個人が購入した場合と、リース事業者が購入した場合で添付書類が異なります。

なお、添付書類に不足・不備があると、申請書の受け付けが出来ません。名古屋市公式ウェブサイトにある申請時チェックリストを活用し添付書類に不足・不備がない状態で申請書のご提出をお願いします。

### 補助対象自動車を個人が購入【ローンでの購入を含む】した場合の添付書類

#### ①申請者の住民票の写し又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書

※交付申請書の收受日前3か月以内のもの。複写したものも可とします。

※マイナンバーの記載がないものをご提出ください。

※申請者となる方の世帯一部の住民票の写し、住民票記載事項証明書をご提出ください。

#### ②申請者の市税の滞納がない旨の証明書

※交付申請書の收受日前3か月以内のもの。複写したものも可とします。

※「市税の滞納がない旨の証明書」は市税事務所・出張所、区役所・支所の税務窓口で申請できます。お住まいの地域を担当する窓口以外でも申請できます。

#### ③補助対象自動車の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(軽自動車・超小型モビリティを除く) (※2部ご提出をお願いします。)

※自動車検査証の下記の事項をご確認ください。

補助対象自動車を一括購入した場合	「所有者」、「使用者」と「申請者」が同じであること。
補助対象自動車をローンで購入した場合	「使用者」と「申請者」が同じであること。
使用の本拠の位置	初度登録時から「名古屋市」であること。
自家用・事業用の別	「自家用」であること。
登録年月日/交付年月日	令和5年4月1日～令和6年2月29日であること。

#### ④契約書又は注文書等、補助対象自動車の購入に係る契約が確認できる書類の写し

※契約金額等の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付してください。

#### ⑤補助対象自動車の購入費用に係る支払証憑の写し

車両代金全額の支払い、又は全額の支払い手続きが完了していることを確認できることが必要です。

※当該購入費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付してください。

※支払証憑の例

・領収証(領収証(控)は不可)

・(銀行振込等で領収証が無い場合)銀行発行の振込証明書(振込金受取書等)

・車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払いする場合は、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書(申請書は不可)も併せてご提出ください。

※車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出してください。なお、入金証明書の類は領収証として扱えません。

※下取車の下取り価格が車両代金の一部に充当された場合は、下取価格や下取車のリサイクル預託金相当額が分かる書類(CEV補助申請で用いた下取車入庫証明書の写しやリサイクル預託金相当額通知書等)も併せてご提出ください。

#### ⑥災害時電源協力車制度に係る登録申込書(補助対象自動車について登録済み又は登録申請済みの場合を除く。)

※登録申請書は名古屋市環境局を経由して名古屋市防災危機管理局へ提出し、登録の手続きが行われます。

※すでに登録済みの場合は、登録済み証の写しを添付してください。

#### ⑦ローン等による購入で、自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、下記のいずれかの写し。

・保管場所標章番号通知書

・申請者が保険契約者である自動車保険証(任意保険)

・申請者が契約者となっているローン契約書



●「市税の滞納がない旨の証明書」が交付されない場合は本補助金の受付はできません。

なお、市民税・県民税の特別徴収制度が原因で交付されない場合は、手引きの表紙に記載された問合せ先までご連絡をお願いします。

補助対象自動車をリース事業者が購入した場合の添付書類

①使用者の住民票の写し又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書

※交付申請書の收受日前 3 か月以内のもの。複写したものも可とする。

※マイナンバーの記載がないものをご提出ください。

※使用者となる方の世帯一部の住民票の写し、住民票記載事項証明書をご提出ください。

②使用者の市税の滞納がない旨の証明書

※交付申請書の收受日前 3 か月以内のもの。複写したものも可とする。

※「市税の滞納がない旨の証明書」は市税事務所・出張所、区役所・支所の税務窓口で申請できます。お住まいの地域を担当する窓口以外でも申請できます。

③補助対象自動車の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(軽自動車・超小型モビリティを除く) (※2部ご提出をお願いします。)

※運輸支局長印のあるもの。「登録事項等通知書」は無効です。

※自動車検査証の下記の事項をご確認ください。

所有者	申請者であるリース事業者と同じであること。
使用者	賃貸借契約の契約者であること。
使用の本拠の位置	初度登録時から「名古屋市」であること。
自家用・事業用の別	「自家用」であること。
登録年月日/交付年月日	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日であること。

④契約書又は注文書等、補助対象自動車の購入に係る契約が確認できる書類の写し

※契約金額等の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付してください。

⑤補助対象自動車の購入費用に係る支払証憑の写し

車両代金全額の支払い、又は全額の支払い手続きが完了していることを確認できることが必要です。

※当該購入費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付してください。

※支払証憑の例

・領収証(領収証(控)は不可)

・(銀行振込等で領収書が無い場合)銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等)

・車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出してください。なお、入金証明書の類は領収証として扱えません。

※下取車の下取り価格が車両代金の一部に充当された場合は、下取価格や下取車のリサイクル預託金相当額が分かる書類(CEV補助申請で用いた下取車入庫証明書の写しやリサイクル預託金相当額通知書等)も併せてご提出ください。

⑥災害時電源協力車制度に係る登録申込書(補助対象自動車について登録済み又は登録申請済みの場合を除く。)

※登録申請書は名古屋市環境局を経由して名古屋市防災危機管理局へ提出し、登録の手続きが行われます。

※すでに登録済みの場合は、登録済み証の写しを添付してください。

⑦自動車検査証の使用者が契約者となっている自動車賃貸借契約書の写し

⑧貸与料金算定根拠明細書(第 2 号様式)

※様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

※貸渡料に補助金(他団体等の補助金を含む)の交付額相当分の値下がり<sup>①</sup>が反映されていることが補助の要件です。

⑨現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し

※交付申請書の收受日前 3 か月以内のもの。

## 7 補助金交付請求書について

交付申請書を受領し審査を行い、補助金を交付する決定を行った場合は、「補助金交付決定兼額確定通知書」を申請者宛に郵送します。

補助金交付決定兼額確定通知書を受領されましたら、提出期限までに、「補助金交付請求書(第6号様式)」を下記提出先へ郵送または電子メールにてご提出をお願いします。

補助金交付請求書の提出から、1～2か月で請求書に記載された金融機関に補助金を支払います。

### **【補助金交付請求書の提出期限】令和6年3月15日(金)まで**

※「補助金交付申請書」の送付先と同じ提出先です。

【提出先】

株式会社 アイランド・ブレイン 名古屋市ZEV補助金受付窓口

〒460-0003

名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル3F

TEL: 052-559-9882

FAX: 052-308-3988

メールアドレス: zev\_nagoya@islandbrain.co.jp

## 8 補助金交付申請の取り下げについて

申請者から申し出があった場合には、補助金交付申請を取り下げることができます。  
取り下げ時期に応じて、「申請取下届出書（第5号様式）」を提出先へ郵送または電子メールにてご提出をお願いします。

### ◇補助金交付決定兼額確定通知書を受領する前に申請を取り下げるとき

【提出先】株式会社 アイランド・ブレイン

〒460-0003

名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル3F

メールアドレス：zev\_nagoya@islandbrain.co.jp

### ◇補助金交付決定兼額確定通知書を受領後に交付決定の内容や付された条件に不服があり申請を取り下げるとき

【提出先】名古屋市環境局大気環境対策課 ZEV補助金担当者 宛

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

メールアドレス：a2682@kankyokyo.city.nagoya.lg.jp

※「補助金交付決定兼額確定通知書」の写しを一緒に送付してください。

## 9 補助金交付後の補助対象自動車の管理及び運用に関する変更について

補助対象自動車は、新規登録された日を起算日として4年（1,460日）を経過する日まで（以下、処分制限期間）、善良なる管理者の注意をもって管理をするとともに、補助金の目的に沿って適正な運用を行ってください。

なお、処分制限期間内に補助対象自動車の適正な運用を図る上で必要な管理及び運用に関する変更を行う場合は、「補助事業内容変更届出書（様式4）」を、郵送または電子メールにて下記提出先までご提出をお願いします。

### 【適正な運用を図る上で必要な管理・運用に関する変更】

- ・相続及び財産分与等による名義変更
- ・同居親族への名義変更
- ・リース会社の社名変更・会社分割・合併等によるもの
- ・戸籍上の氏名変更
- ・住所、使用の本拠の位置の変更（名古屋市内に限る）

など

### 【提出先】

名古屋市環境局大気環境対策課 ZEV補助金担当者 宛

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

メールアドレス：a2682@kankyokyo.city.nagoya.lg.jp

## 10 補助金交付後の補助対象自動車の財産処分について

処分制限期間内に、財産処分を行う場合は、あらかじめ、「財産処分承認申請書(様式5)」を郵送または電子メールにて下記提出先へご提出いただき、市長の承認を受けたのち、財産処分を実施してください。

財産処分実施後には「財産処分実施報告書(様式10)」を郵送または電子メールにて下記提出先へご提出をお願いします。

ただし、事故や災害等、使用者の責に帰することのできない事由により処分制限期間内に補助対象自動車を処分した場合は、処分後に「財産処分実施報告書(様式10)」を郵送または電子メールにて下記提出先へご提出をお願いします。

なお、財産処分承認申請書のご提出後に財産処分を中止しようとするときは、「財産処分中止承認申請書(様式8)」のご提出をお願いします。

提出された、財産処分実施報告書に基づいて、交付した補助金の全部または一部に相当する金額の返還を請求することがあります。

### 【提出先】

名古屋市環境局大気環境対策課 ZEV補助金担当者 宛

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

メールアドレス：a2682@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

## 1.1 補助金申請等に関する届出様式・提出先等について

申請書は下記の名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。

<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000150899.html>

事項	様式	問い合わせ先
補助金の申請	交付申請書（第1号様式）	株式会社 アイランド・ブレイン 名古屋市ZEV補助 金受付窓口 〒460-0003 名古屋市中区錦3-4-6 TEL:052-559-9882 FAX:052-308-3988 メールアドレス： zev_nagoya@islandbr ain.co.jp  名古屋市環境局大気 環境対策課 〒460-8508 名古屋市中区三の丸 三丁目1番1号 TEL:052-972-2682 FAX:052-972-4155 メールアドレス： a2682@kankyokoku.city .nagoya.lg.jp
リース事業者が補助金の申請をするとき	貸与料金算定根拠明細書 （第2号様式）	
補助金の申請を代行するとき	手続代行届出書 （第7号様式）	
補助金の請求	補助金交付請求書 （第6号様式）	
補欠を辞退するとき	補欠辞退届（様式2）	
補助金申請を取り下げるとき 【交付決定前】	申請取下届出書 （第5号様式）	
補助金申請を取り下げるとき 【交付決定後】		
補助対象自動車の管理及び運用に 関する変更を行うとき（補助対象 自動車の新規登録から4年以内）	補助事業内容変更届出書 （様式4）	
補助対象自動車の財産処分を行う とき（補助対象自動車の新規登録 から4年以内）	財産処分承認申請書 （様式5）	
補助対象自動車の財産処分を中止 するとき	財産処分中止承認申請書 （様式8）	
補助対象自動車の財産処分を実施 したとき	財産処分実施報告書 （様式10）	

【申請の際は、下記の様式もご活用ください。】

申請書の到着確認を希望する場合	ゼロエミッション車の購入補助金申請書類等確認票
申請書の記載内容・添付書類の確認	申請時チェックリスト

【ゼロエミッション車の購入補助制度に関する問い合わせ先】

※申請に係る問い合わせ、申請書の提出はこの手引きの表紙に記載された【問い合わせ・提出先】へお願いします。



名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課

TEL:052-972-2682 FAX:052-972-4155

メールアドレス:a2682@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp